

◇

【資料(2)－3－1】

午後1時再開

○議長（大本郁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3の一般質問を続行いたします。

次に、5番戸田久和君を指名いたします。戸田久和君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 5番の戸田です。本日この門真市議会で有事法制が決議されてしまうということ、門真市の職員の法規範意識がもう崩壊しておるということに抗議して、黒のシャツ、上着とネクタイをして質問いたします。

まず、第1項目、ライフそばの産廃ごみの山未解決の問題について。

本日警察が入ったという情報が入っております。現状と今後の見通しについて市から述べてください。

次、第2項目めは、広報の完全全戸配布体制の実情についてです。

まだ、大和田駅周辺等でさえ未配布があるとの報告がありますけども、未配布解消のための方策、努力と見込みはどうか。ホームページ、市の広報などに掲載して啓発、情報提供を呼びかけてはどうかということについて、見解を聞かせてください。

3項目め、個人情報を守れない住基ネットへの対応についてです。

8月から全国民に11けたで番号をつけて生涯管理が始まる住基ネット、その前提になっていたはずの国への規制法が、何ら有効な法律が成立しない見込みになった上に、防衛庁問題を典型として、国の個人情報保護の見識に大きな問題があることが明らかになった以上、自治体としては住基ネット始動の延期を申し入れるべきではないか、また私が3月議会で提案したように、門真市の個人情報保護条例を強化改善すべきではないでしょうか、見解を聞かせてください。

従来、住基ネットは専用回線を使うから安全度が高いという説明がされてきましたが、批判派の情報として、実は物理的な専用回線ではなく、バーチャルの専用回線でしかないという話も出ておりますし、また「週刊文春」6月20日号での斎藤貴男というジャーナリストの取材結果によれば、ネットワーク回線が自治体内部でつながっており、中央官庁を結んだ広域情報通信網からもアクセスでき、多少の手間がかかっても外部からインターネット経由で入れるし、小・中学校や図書館からでも侵入できる可能性があるということです。その点、市の認識はどうなのか。もし従前の話と前提が違っていたとしたら、も

う一度検討し直すべきではないか、見解を聞かせてください。

また、大部分の自治体では、システム構築の膨大な作業量に対応できず、ベンダーと呼ばれるシステム納入業者に丸ごと任せてしまっているようですが、これではベンダーのネットワーク管理者が住基ネットのデータを好きなようにできてしまうようになるようです。門真市のシステム構築についてはどうなっているか、聞かせてください。

4項目め、門真市の非核平和都市宣言に反する有事法制について。

門真市は、1983年に市長提案、全会一致で非核平和都市宣言を議決しており、その中で、我が国は憲法で平和主義を堅持しておりという認識の上で、門真市は世界のすべての国々が非核三原則を国是とし、戦争のない平和な社会を築くことを念願して、非核平和都市を宣言すると結んでいます。つまり、国際紛争を解決する手段としては、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は永久にこれを放棄する、国の交戦権はこれを認めないと定めた憲法体制を土台として、すべての国々に非核三原則を国是とするなどを希求するというほどの強く戦争への動きに反対して平和を求めるというのが門真市の基本姿勢であって、これは今も変わらないものであるはずです。まず、この点について市の確認を求めます。

また、この宣言を記した垂れ幕が作成されたはずですが、今どこにあるのか答えてください。そして、既に市民団体から要望が出ているように、いま一度市庁舎からこの垂れ幕を垂らして門真市の基本姿勢を示すべきときだと思いますが、いかがでしょうか。

自治体首長にとって、国内外の動静とそれが自治体に及ぼす影響を予測し、住民の安全と地方自治を守る立場で最善の対処をするのがその責務であると思います。今国会に提出されている有事法制3法案が、平和憲法否定、地方自治否定の法的クーデターも同然であると同時に、先制核攻撃の自由すら公言して、ますます戦争発動の危険性を高めている米軍への追随を強制するものであることが明白であり、門真市として有事法制には反対の意思を表明すべきと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

5項目、9カ月過ぎても答えの見えない情報公開審査会について。

私に対する不当な懲罰がなされた2001年3月議会の終了後に伏せ字だけの公開用議事録がつくられたという問題に関する情報公開請求で、私が昨年9月に不服申し立てをした件は、9カ月を過ぎた今になっても審査会の答申がなく、いつ出されるかの見通しも不明です。これでは審査会は救済機関の用をなさず、裁判提訴の障壁になっているだけではないでしょうか。一体いつ答申

がなされる見込みなのか、教えてください。

救済機関としての実効性を確保するために、6ヶ月以内の答申というような期限を設けるべきだと思います。市の見解を述べてください。

次、6項目め、公開決定を突如取り消した団体役員リスト問題について。

これは私は本当に驚きました。この問題に関して、昨日の夜になって門真市が実は一時公文書の日付偽造をやっていたという大変なことが明らかになりました。つまり今まで6月11日にそれ以前の公開決定が変更された、すなわち6月11日決定がなされたという話ですときていましたが、本当は6月11日にした決定変更について、これを7日の日付で決定通知文書を作成していたということ、それを私に既に渡していた6日や7日の日付の決定通知と差しかえてつじつまを合わせようとしたけれども、私が手元にある決定通知を差し出さなかったためにこの作戦が失敗し、なおかつこの日付偽造の文書を出すと公文書偽造に当たることに気がついたために、私が再三この新決定通知文の引き渡しを要求しても、理由を伏せながらこれを引き渡さず、引き延ばしながら内部で決裁をやり直し、ようやく昨日19日に決定通知を作成し直して、私の事務所に届けに来たという次第なのであります。それがこの文書であります。

6月11日決定という話で今までされておった、そして15日の締め切りは過ぎたけども、裁量ができるんだということを答弁しておった。けれども、実は11日のときには7日付でここに書いていた。それを今まで出す、もうちょっと待ってくれとずっと言い続けて、これはやばいということになって、19日付の文書をきのうの夜になってやっと持ってきました。

しかしながら、公開請求者にこれほど迷惑と引き延ばしと事実隠しをしておきながら、15日以内の決定という期限ぎりぎりの6月6日や7日にした決定から数えてさらに足かけ13日、14日もたった19日の決定を私に渡すに当たって、経過説明とおわびの文書すらないというのが門真市の対応であり、余りのでたらめと不誠実に言葉も出ません。まず、公開請求者である私に対してこの場で詳しい経過説明と明確な謝罪をし、文書においてもそれを行うことを求めます。

私は今まで役人というのは、よかれあしかれ法律、条例、規則をしゃくし定規に当てはめて物事に対処するものだと思っていましたが、こうした門真市の実態を見ると、法規範意識というものが崩壊しており、守るべき規定を好き勝手に無視し、何でもやり放題である、スリーストライクでチェンジというルールでやってきたのが、あ、これからフォーストライクですと言われるようなものであります。料金は幾らです、決定はいつ出します、条例にちゃんと書いて

あるものが、書いてないんだから変更してもいいんじゃないか、こういうことでやられるんであれば、もうこれは行政と呼べません。本当に背筋が寒くなる思いがいたします。

この問題は、情報公開に対する決定通知の手続実態が条例に違反しているという点と、もう一つは団体役員氏名を不開示としたことがこれまた条例に違反しているという二つの面からそれぞれ追及していかなければなりません。

まず、手続面で、門真市情報公開条例では、第11条、開示請求に対する決定等、実施機関は開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から15日以内に開示をするかどうかの決定をしなければならないという規定がありますが、一度出した決定を実施機関が後で勝手に変更して決定し直すための規定などないのでですから、11日に決定変更したというのも違法だし、それをさらに19日に日付を変えたのもさらに違反です。11日の新決定なるものの日付を7日にしていたという文書偽造行為に至っては、到底許されるものではありませんし、私が受け取り拒否していたという事実のねじ曲げをしながら、その真相を昨日夜まで隠していたということも許されるものではありません。6日及び7日の開示決定に従って、直ちに私に対し情報公開をしてください。同時に詳細な経過を求めます。

次に、団体役員氏名のほぼ無制限に近い不開示決定が明らかに条例違反であることについてです。

まず、基本的事実を確認するために、市は公開条例の第3条、実施機関の責務に何と書いてあるのか、第6条、不開示情報のただし書きアとイに何と書いてあるのか、門真市情報公開条例手引の11ページ、12ページで、第6条、不開示情報の趣旨及びその1に何と書いてあるのか、ただし書きア、イの趣旨と解釈に何と書いてあるのか、述べてください。また、閣議決定で定められた公益法人の設立許可及び指導監督基準の7、情報公開の項目で役員名簿の公開が定められていないのかどうか、答えてください。

そして、門真市が保有する情報は市民の共有財産であり、原則公開であるのに、都道府県が公開しているものや一般に公開されているものを門真市だけが公開しないということが情報公開の原則からして許されているのかどうか、答えてください。そしてまた、問題が生じたときに手引を全く参照にしないで対処していくということが許されるのかどうか、これもあわせて答えてください。

次、府から厳しく指摘された門真市シルバー人材センターへの市の責任についてです。

すけども、住民が判断されておりることは、いろいろな情報の中で考慮され判断されているものと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大本郁夫君） 中本企画部長。

〔企画部長中本正秀君登壇〕

【答弁】

◎企画部長（中本正秀君） 戸田議員御質問のうち、企画部所管の5点についてまして私から御答弁を申し上げます。

まず、広報の全戸完全配布体制の実情についてでありますと、昨年来、各自治会に区域内の全世帯に配布をしていただくようお願いをしてきたところであります。さらに、本年度の業務委託契約時に再度全戸配布についての理解と自治会区域図の作成を依頼したところであります。その結果、4自治会で全戸配布の申し出があり、568枚の増加となりました。

また、何らかの事情により自治会で配布できない旨の申し出があった世帯やマンション等につきましては、広報公聴課で市内地図などでの照合や現地調査、自治会との調整などを行い、配布漏れのないよう努めてまいりたいと考えております。

自治会区域図につきましては、各自治会より提出されました区域図に基づいて市民生活課で作成をいたしております。

次に、広報配布についての市民啓発につきましては、現在市民課窓口で市民にお渡しをいたしております「広報紙の配布について」のお知らせで周知できているものと考えておりますが、ホームページへの掲載は検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、個人情報を守れない住基ネットへの対応についてでありますと、第154国会におきまして個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案が提案され、継続審議となる運びとなっておりますことは、先刻御承知のとおりでございます。

御質問の住基ネットの延期申し出につきましては、私どもといたしましては、他市の状況も十分見きわめてまいりたいと考えております。

また、現行の個人情報保護条例の強化をすべきとの御質問でございますが、本年第1回定例会でもお答えをしておりますとおり、住基ネットの稼動に当たっては、個人情報保護の重要性を十分に認識して職務を遂行すべく、その事務に携わります職員はもとより、本市のすべての職員が市民の皆様に不安を抱かせることのないように努めており、現時点においては条例の強化については考えをいたしておりません。

また、住基ネットの回線についてでございますが、住基ネットワークシステムを構成するネットワークは、標準化されたインターネット技術を用いた専用機能を持つ回線であると認識をいたしております。

本市の府内 LAN 及び住基ネットワークとインターネットとの接続関係についてでございますが、府内 LAN 及び住基ネットワークとインターネットの回線とは物理的に接続されておらず、したがって外部からインターネットを経由して本市府内のネットワークに侵入することは、到底物理的にも不可能であります。

本市のシステム構築及びデータの管理についてのお尋ねでございますが、本市システムの構築の手法といたしましては、委託活用を行い、パッケージを利用することを基本に信頼性の高いすぐれたシステムの採用を旨といたしまして、今日まで取り組んでまいったところでございます。

また、本市の住基ネットワークシステムに関するデータの管理につきましては、委託することなく、直接職員が実施をいたしております。

次に、有事法制についてでありますが、従来より非核三原則の趣旨を尊重し、施策に取り組んできたところであります。今後とも世界の恒久平和が築かれるよう、市として責務を果たしていくことが大切であると考えております。

次に、本市の非核平和都市宣言につきましては、宣言における理念となっております世界の恒久平和を実現すべく、非核平和学校の開催や平和行進参加者への支援など、従来より各種施策に取り組んでいるところでございます。

なお、お尋ねの懸垂幕は、担当課であります市民生活課で保管をいたしており、掲出してまいりたいと考えております。

このような中で、国会に上程されておりますいわゆる有事法制関連法案につきましては、自治体へのさまざまな関与や市民生活への重大な影響が予測されるところであります。このため、自治体として市民の生命、財産を守る責務を遂行できるよう、また市民の皆さんに不安や疑問が生じることのないよう、国が法案の説明責任を十分果たしていくとともに、国会の場において慎重かつ十分な審議が尽くされるべきであると考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

次に、9カ月過ぎても答えの見えない情報公開審査会についてお答えをいたします。

情報公開審査会に対し、諮問のあった日から6カ月以内に答申するよう期限を設けるべきではないかとのことでございますが、当該審査会は、当然ながら守秘義務を課されており、広範囲かつ専門的な判断が求められているところで

もございますので、審査に多数の日時を要することが十分想定されるところでございますので、審査会に対しまして答申の期限が設けられておらないところでございます。

答申の見込みの御質問でございますが、審査会の判断につきましてはお答えをする立場にはないということで、御理解をいただきたいと思います。

次に、公開決定を突如取り消した団体役員リスト問題についてお答えを申し上げます。

市にかかわりのある諸団体の役員リストであります。役員の皆さんには、言うまでもなく一般市民でございます。したがいまして、その氏名、住所等については、情報公開条例第6条第1号に言う特定の個人が識別をされ、または識別することができる個人情報として保護し、不開示情報とされるべきものであります。したがいまして、今回の処分の変更は、これらの判断基準をもとに当初の開示決定等を変更すべく行ったものであります。

その一連の経過についてでございますが、請求のあった公文書の開示等について6月7日付で決定をし、通知書を請求者に送付をいたしました。しかしながら、プライバシーに係る不開示要件にかんがみ、さらに慎重に検討を重ねた結果、6月11日の開示実施前に新たな決定の変更を告げ、この決定通知書をもって請求者に文書交付をすることにいたしておりましたが、その受領を拒否されたところであります。その後、変更後の決定通知書の日付に偽造ではなく記載誤りがあり、それが判明し、6月19日付をもって請求者に対し改めて交付をいたしました。

なお、文書につきましては、提出はできません。

それから、公益法人に係ります文書の情報公開につきましては、本市情報公開条例の基準に照らしまして慎重に検討し、判断をしてまいりたいと考えております。

それから、最後の御質問につきましては、冒頭で御答弁を申し上げましたとおりでございます。

また、今まで説明をいたしておりますのは、手引書に沿った対応をしてまいっておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

また、御質問をいただいております条例手引書は、既に御了解をいただいておるものと存じますので、これのお答えは差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（大本郁夫君） 高木環境整備部長

また、制定についていろいろな情報を収集したとは聞いておりますが、市から指導、助言をしたこととはございません。

次に、市職員等が役員になっていることについては、シルバー人材センターの理事及び監事候補者選考委員会が候補者を推薦し、総会で選任されたもので、シルバー人材センターみずからの意思決定であります。シルバー人材センターにおいては、今後とも会員及び役員が一丸となって充実発展に努めていかれるものと期待するところであります。

また、職員を派遣していることにつきましては、シルバー人材センターの経営状況がまだ独立採算で運営できるまでに至っておりませんこと、及び市との連絡調整等を密にすることなどの観点から、職員を派遣しているところでありますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、同じ会員が市の同じ現場に就業している数及び市の指針を定めシルバーに通告すべきについてであります、市といたしましては、発注した業務が契約どおりに誠実、確実に完了することが最終究極の目的であります。そのことから、シルバーの会員が市のどの業務に従事したかについては、発注業務が各課にわたっていることもあり、全庁的な統計資料は手元にございません。

なお、会員の就業機会の確保などにつきましては、シルバー人材センター設立の趣旨にのっとり、今日まで運営されてきたものと認識をいたしておりますが、今後におきましてもより適切な運営がなされるよう要望してまいりたいと存じております。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大本郁夫君） 戸田久和君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 再質問します。7分30秒少しあります。

ただいまの中東部長、まだ聞いていないことを答えて、聞いたことを答えないというふうな非常に不誠実なものであったということを批判しておきます。

それで、シルバーのことを先に述べておきますと、シルバー人材センターが大阪府から言われていることは、総会等の議事録の開示請求を正当な理由なく拒否することは、法令、定款の趣旨に反する旨を申し上げてきた、門真シルバーの非開示の決定は、原則公開という趣旨に反するばかりか合理性に欠けると厳しく指導される。その副理事長が中東氏であり、常任理事、監事が門真市の役人である、こういうこと、本当に恥ずかしいことだと思います。そして、大阪府議会でも、このシルバーの非公開、非民主的な部分が問題にされておるということを襟を正して受けとめなければいけません。

それから、この点については、市の就業現場では継続1年以内で交代というガイドラインというのをシルバーの方に要望する、ないしは市の姿勢として示すことが、シルバーの中での公平な仕事の割り振りを促すものであるというふうに思いますから、これはやるべきと思います。これはいかが考えるか、ちゃんと聞かれたことは答えてください。

では、さかのぼって団体役員リストのことですけども、これも非常に不誠実。締め切りを過ぎて、おくれにおくれて、うそを言って、そして夜になってやっと1週間、10日以上おくれて持ってきて、それでおわびも経過説明の文書も出さないというような会社が、あるいは自治体がどこにあるのか、不誠実もきわまりない。そして、日付が違っていることが判明したなどということ、本当にあきれ返ったことあります。今、門真市がこういう問題をめぐって本当にメルトダウンしているという危機を覚えます。

先ほど宮本議員の非常に的確な質問、指摘があったわけですけども、職員倫理の基本で規則はちゃんと守りましょう、こういうことが基本にないところで何が起こるかわからない、そういうおそれを感じるわけであります。

さて、この条例についても言わなかつたので、私が言わざるを得ません。まず、公開条例の第3条は、実施機関の責務として、実施機関は公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならないというふうに書いてあります。門真市がやったことは、逆にほぼ無制限に狭めることです。

最初のやり方で見ますと、基本的に氏名は全部公開です。ただ、例えば原爆被害者の会とか幾つかの会において、差別につながるおそれがある、あるいは危険性があるということについては会長だけというふうにしている。これは大阪府下全部の市に電話してみましたが、幾つかやっぱりそういうきめ細かいことをしているところがありました。そういう意味では、6月6日、7日の決定は大変真っ当な決定だったわけであります。

ところが、どういうわけか急遽会長の氏名すら拒否するという、もう全国どこの自治体を見ても考えられないようなことをやってしまった。明らかに違反することを次から次とつじつま合わせなことをしている、こういうことが現状であります。

では、個人情報、個人が識別云々と盛んに言うしておりますが、その実態はどうなのか。それはこの手引という中に明確に書いてあります。どういうことを書いているかというと、ただし一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められる

ものは、例外的に不開示情報から除くことができると。これは手引であって、このとおりにやらなければならない、そのために策定した本なんであります。

しかも、その中においては、法律で決められたこと、あるいは既に公になっていること、慣行、慣例としてやられていることは不開示としないということも定められております。公益法人の代表者や役員リストが開示されないというようなことは、およそ考えられません。先ほど消防団の例もありましたが、非常勤の地方公務員で部長級、課長代理級の役員の氏名もまたしかりであります。余りにもおかしなことを踏み出して、そして次から次と日本語で見たら到底考えられないようなことをやってしまっている、暴走しているのが門真市の今の実態です。

このただし書きのアの解釈のところでいきますと、この手引の10ページ、11ページですけども、法令の規定により公示されている情報、これはまさしく法人の情報であります。慣行として公にされている情報、何とか実行委であるとか、自治連合会であるとか、ずっと広く皆に知らされていること、一般に公表されている情報、民生・児童委員などであれば電話番号まで含めて広報に載っております。そして、議会に対するいろんな報告資料としてもさまざまな個人情報があります。これを開示することにより場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられると、はっきり書いております。

こういうことがあるにもかかわらず、不開示。個人が識別と見たら何でも不開示。とんでもない。そう言われている皆さん方、そして職員の人は、一体この手引を読んでいるのか、条例をちゃんと読んでいるのか、そのことの上で話ししなければならない。このことをまず強く求めて、不服審査も含めて、裁判を含めて、このようなことがまかり通るのであれば、まさに暗黒行政であります。だれが何の責任を持っているかわからない、条例で明文で決めていることでも破っても構わない、解釈でさえ裁量であると言って構わない、こういうことが行われることは、本当にとんでもないことであります。

そして、最後に合併の問題でありますけれども、私が調べたところでは、老人クラブ連合会では、今に至るも理事の人すら全く合併問題の要望の話を聞いたことがない。自治連合会では、なるほど総会で事後承諾みたいなことをしているが、そもそも要望を出したときには数名の総務部とかそういうところの役員の方だけであった。社会福祉協議会では、何とこれは軽微なことだから会長の独断でやった。人権啓発推進協議会でもしかり。驚くべきことだと思います。これは団体というよりはその団体の会長、役員の皆さん方の意向というふ

うな程度で受け取っておくべきものだというふうに考えます。

市はこれらの団体、すなわちこれを合わせれば門真市民の圧倒的絶対的多数が合併要望で固まっているとでも思っているのかどうか、このことを最後にお聞きして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大本郁夫君） 田村市長室長。

〔市長室長田村正博君登壇〕

◎市長室長（田村正博君） 再質問のうち、合併要望に関するにつきまして私より御答弁申し上げます。

提出されました要望書につきましては、それぞれの団体がそれぞれの思いとして出されたものと考えておりますことから、これを民意の一つととらえ、また大きな支援であると考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いします。

○議長（大本郁夫君） 中本企画部長。

〔企画部長中本正秀君登壇〕

◎企画部長（中本正秀君） 戸田議員さんの御質問のうち、公開決定を突如取り消した団体役員リストの問題でございますが、本市の公開条例につきましては、解釈運用指針といたしまして門真市情報公開条例・門真市個人情報保護条例手引書を策定いたしております。その中の第6条、不開示情報の解釈あるいは適用除外事項基準、すなわち不開示情報の判断指標に沿った対応をしてまいりましたのでございますので、お答えを申し上げておきます。

○議長（大本郁夫君） 中東保健福祉部長。

〔保健福祉部長中東源治君登壇〕

◎保健福祉部長（中東源治君） 戸田議員の再質問のうち、市の就業現場での指針を定めることについてでございますが、この件につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、府の指導の件でございますが、府の指導があったのは事実でございます。しかし、シルバー人材センターの運営については、公益法人の設立認可及び指導監督基準、全国シルバー人材センター協議会の準則により、それぞれの拠点のシルバー人材センターが自主的に運営すべきものと考えており、今